建築物飲料水水質検査業の登録を受ける方へ

建築物飲料水水質検査業とは:建築物における飲料水について、水質基準に関する省令 (平成4年厚生省令第69号)の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業

登録を受けようとする方は、営業所(事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、 単なる作業員控室等を除く)ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続き を行ってください。

なお、営業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登 録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとす る場合には、新たに登録(再登録)を受けなければなりません。

登録までのフロー図

申請者 機械器具、検査室、水質検査実施者の選任、機械器具等の維持管理の 相談 方法等申請手続きの確認 事前指導 申請 申請書(3部) (注)現地調査予定日の1週間前までに提出 添付書類{設備及び機器名簿(第4号様式) 監督者 等名簿(第5号様式) 作業実施方法等 (第7号様式の1及び2)【検査室の設 機械器具等の確認 現地調査 置場所、構造及び機械器具の配置を明ら ・高圧蒸気滅菌器及び恒温器 かにする図面】、監督者等が資格者であ ・フレームレス - 原子吸光光度計又は ることを証する書類(裏面参照)設備機 誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は 器写真、法人登記事項証明書等(写し)

従前の登録証明書(再登録時)}

手数料 35,000円

- ・イオンクロマトグラフ
- ・乾燥器
- ・全有機炭素定量装置
- ・pH計
- ・分光光度計又は光電光度計
- ・ガスクロマトグラフ 質量分析計

誘導結合プラズマ - 質量分析装置

・電子天びん又は化学天びん

登録証の交付

申請書記載上の注意事項

申請書(第3号様式)の住所及び氏名又は名称の下欄に代表者の住所及び氏名を記入 してください。

作業実施方法等(第7号様式)には、以下の内容を記載してください。(告示第 117 号 参照)

水質検査の方法(試料の採水及び保存に関する事項を含む。)

試薬及び標準物質の保管方法

検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名

機械器具の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法

測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

検査室の要件

実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。

実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使用しやすい配置となっていること。

ドラフトチャンバーが設置されていること。

必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。

細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区別されていることが望ましいこと。

天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

監督者等が有資格者であることを証する書類

大卒(理学等修了)で1年以上の実務経験:卒業証明書(写し) 実務従事証明書、 衛生検査技師又は臨床検査技師で1年以上の実務経験:免許証の写し、実務従事証明書 短大、高専(生物学等修了)で2年以上の実務経験:卒業証明書(写し) 実務従事証明書、 技術士:登録証の写し、 上記以外の学校で所要の課程を修了し卒業後、所要の実務経験を有する者:卒業証明書(写し) 実務従事証明書

登録後の注意事項

同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。

登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。

変更の届出が必要な事項

氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名 登録基準に係る主要な機械器具その他の設備:変更後の機械器具の概要を記載した書面

監督者等:変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法:変更後の作業及び作業に用いる機 械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

水質検査室:変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成 14 年 3 月 26 日) (厚生労働省告示第 117 号)

第四 規則第27条第4号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を 行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- 二 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう う冷暗所に保存すること。
- 三 水質検査の結果を5年間保存すること。
- 四 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う こと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して 保管すること。
- 六 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。 これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知 するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が 一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、 検査結果の保存は自ら実施すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具 その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。